

令和8年9月

お客様 各位

青森県信用組合

各種規定の改定について

平素は青森県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、手形・小切手の最終振出期限の設定ならびに他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了することに伴い、各種規定を下記のとおり改定いたします。

今後ともお客様にご満足いただけますよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定（一般当座用）
約束手形用法・小切手用法・為替手形用法
- (2) 普通預金規定
- (3) 無利息型普通預金規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 通知預金規定
- (7) 定期預金共通規定
- (8) 積立定期預金規定
- (9) 定期積金規定
- (10) 代金取立規定

2. 改定日

令和8年10月1日（木）

3. 主な改定内容

- (1) 他行を支払人および支払場所とする手形・小切手の受入禁止を規定
 - (2) 振出期限を超えて振り出された手形・小切手は当座勘定から支払わない旨を規定
 - (3) 振出期限経過後は、振出日の記載がない手形・小切手について、当組合の判断により支払わない場合があることを規定
 - (4) 手形・小切手用紙の請求に関する規定を削除
- 詳細は、別紙の新旧対照表をご参照ください。

ご不明な点につきましては、お近くの営業店窓口にお問合わせください。

新旧対照表
(下線部分が変更箇所)

当座勘定規定（一般用）

改定後	改定前
第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> ② ～ ④ 省略 第7条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> ② ～ ③ 省略 第8条（手形、小切手用紙） ① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振出してください。</u> ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ <u>2026年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。</u> ③ 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 — 削除 — 第13条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。	第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ② ～ ④ 省略 第7条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② ～ ③ 省略 第8条（手形、小切手用紙） ① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③ 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 ④ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 第13条（<u>支払保証に代わる取扱い</u>） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>

改定後	改定前
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとしします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとしします。</u> ② 省略 第18条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとしします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> ② 省略	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとしします。 ② 省略 第18条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとしします。 ② 省略

約束手形用法

改定後	改定前
1. ～ 2. 省略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 4. ～ 7. 省略 — 削除 —	1. ～ 2. 省略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 4. ～ 7. 省略 8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

小切手用法

改定後	改定前
1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. ～ 7. 省略 — 削除 —	1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3. ～ 7. 省略 8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

為替手形用法

改定後	改定前
1. ～ 3. 省略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 5. ～ 9. 省略 — 削除 —	1. ～ 3. 省略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。 5. ～ 9. 省略 10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

普通預金規定

改定後	改定前
1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略 3. ～ 15. 省略	1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略 3. ～ 15. 省略

無利息型普通預金規定

改定後	改定前
1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略 3. ～ 15. 省略	1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略 3. ～ 15. 省略

貯蓄預金規定

改定後	改定前
1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略 3. ～ 16. 省略	1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 (2) ～ (5) 省略 3. ～ 16. 省略

納税準備預金規定

改定後	改定前
1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略 3. (振込金の受入れ) (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 (2) 省略 4. ～ 14. 省略	1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>為替による振込金も受入れます。</u> (2) ～ (5) 省略 3. (振込金の受入れ) (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 (2) 省略 4. ～ 14. 省略

通知預金規定

改定後	改定前
1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3. ～ 10. 省略	1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 3. ～ 10. 省略

定期預金共通規定

改定後	改定前
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 2. ～ 10. 省略	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 2. ～ 10. 省略

積立定期預金規定

改定後	改定前
1. ～ 2. 省略 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 4. ～ 12. 省略	1. ～ 2. 省略 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 4. ～ 12. 省略

定期積金規定

改定後	改定前
1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 3. ～ 15. 省略	1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) 省略 3. ～ 15. 省略

代金取立規定

改定後	改定前
1 (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振出された、当組合を支払場所とする手形または当組合を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u> 2. ～ 10. 省略	1 (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。 2. ～ 10. 省略